

三位一体の改革による財源と権限の移譲

三位一体の改革は、国が法律によってその用途を厳しく定めている地方自治体への補助金を減らし、その代わりに国は地方自治体が地域の実状に応じて自由に使えるお金をその分だけ地方へ移すというもので、その配分や補てんについては、地方交付税によって公平にかつ明解にその格差の調整を果たすことが望まれています。

地方分権を進めるため、国から地方への税源と権限の移譲を行い、同時に交付税制度の見直しを進め、効率的な支出により国・地方財政状況の改善を図っていくのが三位一体の改革のねらいです。

三位一体の改革による加西市財政への影響

三位一体の改革の結果、国全体で平成16年度から18年度までに、4.7兆円の国庫補助負担金の改革、3兆円の税源移譲、5.1兆円の地方交付税が減額されました。

平成18年度予算の編成にあたり、三位一体の改革の全体像が浮かび上がるにつれて、加西市財政への影響額は、9,693万円の予算減となりました。その内訳は以下のとおりです。

影響額 ▲9,693万円（平成18年）

国・県の補助金の削減

▲3億1,226万円

平成16年の公立保育所の運営補助、介護保険の事務費補助金、17年度の在宅福祉事業補助金や住宅家賃収入補助金に続き、今年度は児童手当負担金、老人保護措置費負担金、農業共済事業事務費負担金などが新たに削減されました。

国から地方への税源移譲等

5億2,433万円

平成16年に創設された所得譲与税により、国税である所得税の一部が、各市町の人口規模に応じて配分されています。

また、今年度は税源移譲地方特例交付金も新たに追加されました。

交付税制度の改革

▲3億900万円

過去の建設事業で借り入れた借金の返済や下水道経営対策に係る費用の増加で交付税額が伸びる要素がありますが、総額では借金に振り変わった臨時財政対策債の減少により、全体で減額となります。